

財計第 2 6 1 0 号
平成 1 5 年 1 0 月 1 6 日

各共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長 殿

財務大臣 谷 垣 禎 一

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行等
に伴う標準報酬の月額の見直しについて

標記について、別紙のとおり定め、平成 1 5 年 1 1 月 1 日から適用することとした
ので通知する。

(別紙)

1. 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける職員の報酬(国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第2条第1項第5号に規定する報酬をいう。以下同じ。)について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第141号。以下「一般職給与改定法」という。)の施行に伴い、報酬の額が改定された場合には、国家公務員共済組合法第42条第9項の規定の適用があるものとし、当該改定のあった月の初日における標準報酬について見直しを行い、必要があれば当該標準報酬の算定の基礎となっている各月の報酬の額における固定的給与の合計額及び非固定的給与の合計額ごとにそれぞれの合計額からこれらの合計額にそれぞれ100分の1.07を乗じて得た額をそれぞれ控除して得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を各月ごとに合計した額を当該各月の報酬の額として、同日からの標準報酬の月額を改定するものとする。

この場合においては、「国家公務員共済組合法等の運用方針(昭和34年10月1日蔵計第2927号。以下「運用方針」という。)」(一)共済組合法関係中第42条関係第8項の規定による財務大臣との協議は、ととのったものとする。

なお、一般職給与改定法の施行の日において、欠勤、休職その他の理由により報酬の全部又は一部が支給されない職員の標準報酬については、運用方針(一)共済組合法関係中第42条関係第5項によることとなる。

2. 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けない職員の報酬についても、上記と同様の取扱いを行うものとする。